

令和2年3月26日
(公財)安全衛生技術試験協会

新型コロナウイルスの感染防止のための特別措置の延長について
～ 発熱等の風邪症状が見られる方や感染を予防したい方へ ～

当協会では、厚生労働省の要請を踏まえ、受験者の健康の確保や新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、令和2年3月末までに実施する試験について、発熱等の風邪症状が見られるため受験を見合わせる方や感染予防のために受験を見合わせる方で事前連絡をいただいた方については、試験日の変更又は受験料の返還を行う特別措置を実施していましたが、新型コロナウイルスに関する現下の状況に鑑み、この特別措置を延長し、下記のとおり、令和2年4月末までに実施する試験についてもこの特別措置の対象といたします。

記

- 1 発熱等の風邪症状が見られる場合には、試験の受験について慎重にご検討いただきますようお願いいたします。
- 2 発熱等の風邪症状が見られるため受験を見合わせる方や感染予防のために受験を見合わせる方については、試験日の変更又は受験料の返還を行いますので、受験する安全衛生技術センターへ、事前にご連絡くださいますようお願いいたします。
- 3 上記2の措置は、当面、令和2年4月末までに実施する試験を対象といたしますが、状況により延長する場合があります。
- 4 なお、試験日の変更はご希望に沿えない場合があります、受験料の返還には日数を要する場合がありますので予めご了承ください。